

諮問文及び諮問理由



国道総第387号

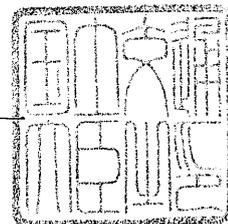
平成31年3月6日

社会資本整備審議会

会長 進藤 孝生 殿

国土交通大臣

石井 啓



諮 問

国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領に基づき、平成31年度予算に係る道路事業（直轄事業、独立行政法人等施行事業）の新規事業採択時評価について、ご意見を承りたい。

諮問理由

「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領第4 1 (3) ①直轄事業」において、「本省等は、当該事業の予算化について、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く」こととされている。

また、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領第4 1 (3) ②1) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業を除く。）」において、「本省等は、当該事業の予算化等について、関係する都道府県・政令市の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く」こととされている。

平成31年度予算に係る道路事業（直轄事業、独立行政法人等施行事業）の新規事業採択時評価にあたり、同要領に掲げる「学識経験者等の第三者から構成される委員会等」として、社会資本整備審議会にご意見を承るものである。

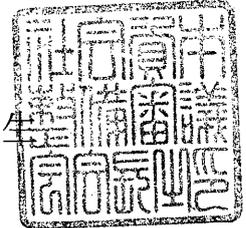


国社整審第66号
平成31年3月7日

道路分科会

分科会長 石田 東生 殿

社会資本整備審議会
会長 進藤 孝生



平成31年度予算に係る道路事業（直轄事業、独立行政法人等施行事業）
の新規事業採択時評価について（付託）

平成31年3月6日付け国道総第387号により当審議会に諮問された平成31年度予算に係る道路事業（直轄事業、独立行政法人等施行事業）の新規事業採択時評価については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、当審議会道路分科会に付託します。